専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法科大学院における情報の公表） **第二十条の七**　連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］	（法科大学院における情報の公表） **第二十条の七**　連携法第五条第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～六　［略］

○環境省令第十一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、自然公園法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

環境大臣　小泉進次郎

自然公園法施行規則等の一部を改正する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法第二十五条第三項第二号の環境省令で定める者） **第十三条の十二**　法第二十五条第三項第二号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **第十三条の十三～第十三条の十八**　（略） （許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等） **第十五条の三**　法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第三十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十条第二項及び第三項又は第十三条の十八第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。 2・3　（略） （国立公園における生態系維持回復事業の認定） **第十五条の五**　国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。 一　その者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ロ　（略） 二・三　（略）	（新規）
第十三条の十二～第十三条の十七　（略） （許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等） **第十五条の三**　法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の規定による許可を受けた行為又は法第三十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十条第二項及び第三項又は第十三条の十七第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。 2・3　（略） （国立公園における生態系維持回復事業の認定） **第十五条の五**　国及び地方公共団体以外の者が、法第三十九条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。 一　その者が次のいずれにも該当しないこと。 イ　成年被後見人又は被保佐人 ロ　（略） 二・三　（略）	七　当該法科大学院の課程に在学する者であつて、司法試験法第四条第二項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのもののうち当該試験に合格したものの占める割合
備考　表中の「［」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［号を加える。］

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十条の七各号列記以外の部分の改正規定は、令和四年十月一日から施行する。